

## 志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営が悪化している飲食店業を行っている者が、新たにテイクアウト等事業を開始するために要する経費に対し、予算の範囲内において志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、志木市補助金等交付規則（昭和23年志木市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 飲食店業 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号及び第2号に規定する営業をいう。
- (3) テイクアウト等事業 店舗において調理した飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装したものを販売すること又は顧客の指定する場所に届け、販売することをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる飲食店業を行っている者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内で飲食店業を行っていること。
- (2) 市内に住所を有する個人又は主たる事務所を有する法人等であること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営が悪化したことに伴い、新たにテイクアウト等事業を開始したこと。
- (4) テイクアウト等事業の実施に必要な許可、認可、登録等をしていること。

- (5) テイクアウト等事業の開始の日から当該事業を3ヶ月以上継続して行っていること。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴力団員でないこと。
  - (7) 暴力団に対し資金提供その他暴力団の運営に関与していないこと。
- （補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、テイクアウト等事業に係る広告宣伝費、消耗品費、人件費、備品購入費その他市長が必要と認める経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1店舗あたり10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付の受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、テイクアウト等事業を開始した日から3ヶ月を経過した日から市長が指定する期日までに、志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金実績報告書（第3号様式）に、市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金交付確定通知書（第4号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、前条の補助金の額が確定した後において交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の額が確定する前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、志木市テイクアウト等事業転換支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年2月26日から適用する。